

西村あさひ法律事務所

米国個人情報保護法最新動向
ADPPA Bill の概要(5) Duty of Loyalty (2)

北米/個人情報保護・データ保護規制ニューズレター

2022年9月28日号

執筆者:

E-mail☒ [石川 智也](#)E-mail☒ [大竹 祥太](#)E-mail☒ [河合 優子](#)E-mail☒ [水谷 有希](#)

本連載は、米国版 GDPR とも呼ばれることのある、米国の連邦レベルでの個人情報保護法である American Data Privacy and Protection Act (ADPPA) の案について、個別の規定を紹介することを目的とする。第 5 回では、第 4 回に続いて、Duty of Loyalty の内容として定められている規定のうち、プライバシー・バイ・デザイン(Privacy by design)と価格設定に関する個人への忠誠(Loyalty to individuals with respect of pricing)について紹介する。

なお、ADPPA の案の全体像や今後の見込みについては、[本ニューズレター2022年6月6日号](#)や[同7月22日号](#)をご参照いただきたい。また、本連載では、2022年7月20日に下院に提出された条文を参照しているが、条文は今後も変更の可能性があるので、参照に当たっては、随時最新の内容であるか慎重に確認されたい。

II Duty of Loyalty

4. プライバシー・バイ・デザイン(Privacy by design)

プライバシー・バイ・デザインとは、一般的に、ビジネスプロセス全般に亘る、プライバシー情報を扱うあらゆる側面において、プライバシー情報が適切に取り扱われる環境を設計段階で検討し、あらかじめ作り込もうというコンセプトであり、その目的は、プライバシーを確保すること、自己の情報に対する個人のコントロールを獲得すること、及び、組織のために持続可能な競争的利点を獲得することにあるとされている。PETs (Privacy Enhancing Technologies: プライバシー強化技術)を源流として、プライバシー情報の保護を利用者自身に任せるのではなく、サービス提供者があらかじめ保護に協力することで、提供者は利用者からの信頼を得ることができ、ビジネス上の関係を強化できるという考え方が、プライバシー・バイ・デザインの基礎となっている¹。

ADPPA におけるプライバシー・バイ・デザインの内容としては、対象事業者及びサービスプロバイダは、対象データの収集、処理及び移転について、対象事業者又はサービスプロバイダの役割を反映し、かつ、以下の条件を満たす合理的なポリシー、慣行及び手続を確立、実施及び維持しなければならないと規定されている(103条(a))。

- ① 対象事業者又はサービスプロバイダが収集、処理又は移転する対象データに関して適用される連邦法、規則、規制を考慮すること
- ② 17歳未満の個人に対するプライバシー・リスクを合理的に必要なかつ相当な残存リスク(residual risk)にするために(つまり、プライバシー・リスクを合理的に必要なかつ相当な程度にまで低減するために)、17歳未満の個人に関するプライバシー・リスクを特定、評価及び軽減すること(該当する場合には、209条の小規模事業者の要件を満たさない対象事業者については、17歳未満の個人の年齢に応じた発達の必要性を考慮した態様で、プライバシー・リスクを特定、評価及び軽減することを含む)
- ③ 対象事業者又はサービスプロバイダの役割と利用できる情報を考慮して、対象事業者又はサービスプロバイダの製品及びサービス(これらの設計、開発及び実施を含む)に関するプライバシー・リスク(実質的なプライバシー・リスクを含む)を軽減すること
- ④ 対象事業者又はサービスプロバイダの役割と利用できる情報を考慮して、対象事業者が収集、処理若しくは移転する

¹ 以上につき、アン・カブキアン(日本情報経済社会推進協会訳)堀部政男=日本情報経済社会推進協会編『プライバシー・バイ・デザイン プライバシー情報を守るための世界的な新潮流』(日経 BP 社、2012)10頁、13-14頁、90頁。

対象データ又はサービスプロバイダが対象事業者のために収集、処理若しくは移転する対象データに適用される全てのプライバシーに関する法律の遵守を促進するとともに、プライバシー・リスク(実質的なプライバシー・リスクを含む)を軽減するために、対象事業者及びサービスプロバイダ内で合理的な研修と安全措置を実施すること

また、対象事業者及びサービスプロバイダにより確立される上記ポリシー、慣行及び手続は、該当する場合には、以下の要素に対応したものとしなければならない(103条(b))。

- ① 対象事業者又はサービスプロバイダの役割と利用できる情報を考慮した、対象事業者又はサービスプロバイダの規模並びに対象事業者又はサービスプロバイダが従事する活動の性質、範囲及び複雑さ(対象事業者又はサービスプロバイダが、大規模データ保有者、非営利団体、209条の要件を満たす小規模事業者、第三者又は第三者収集事業者(third-party collecting entity)であるかを問わない)
- ② 対象事業者又はサービスプロバイダによって収集、処理又は移転される対象データの機微性(sensitivity)
- ③ 対象事業者又はサービスプロバイダによって収集、処理又は移転される対象データの量
- ④ 対象事業者又はサービスプロバイダによって収集、処理又は移転される対象データに関係する個人及び端末の数
- ⑤ 対象データのリスクと性質に関連して上記ポリシー、慣行及び手続の実施に要する費用

なお、ADPPA 制定日から 1 年以内に、FTC が上記で規定された合理的なポリシー、慣行及び手続を構成するものが何であるかに関するガイダンスを公表するとされている(103条(c))。

他の法域のデータ保護法に目を向けると、例えば、GDPR においても、プライバシー(データ保護)・バイ・デザインのコンセプトが採用されている(GDPR25条1項)。GDPR25条1項のガイドラインでは、プライバシー・バイ・デザインを実践する手法として、個人データの仮名化、機械読取可能な形式での個人データの保存、個人データの保管に関する情報提供、マルウェア検出システムの導入、サイバーハイジーンに関する従業員の教育、データ最小化などが挙げられている。

5. 価格設定に関する個人への忠誠(Loyalty to individuals with respect of pricing)

対象事業者は、ADPPA 又は ADPPA に基づく規則で認められている権利を行使したことを理由に、商品又はサービスの提供を拒否すること、商品又はサービスに関して異なる価格又は利率を賦課すること、異なる品質水準の商品又はサービスを提供することを含む、個人に対する報復(retaliate)を行ってはならないとされている(104条(a))。これは、CCPA1798.125(a)及び CCPA 規則 999.336(a)並びに CPRA1798.125(a)(1)に規定されている、消費者がアクセス権や削除権等の権利を行使したことを理由に事業者から差別されない権利に類似する内容を定めたものとなっている。

ADPPA 上、価格設定に関する個人への忠誠の義務は、対象事業者に対して、以下の取扱いを禁止するものでないことが明記されている(104条(b)(1)(2)(4)(5)(6))。また、当該対象事業者が対象データの収集、処理又は移転が必要となるロイヤリティ・プログラム(bona fide loyalty program)²の提供を要求するものではないことも明確にされている(104条(b)(3))。

- ① 個人が要求したサービス又は製品の開始、提供、請求又は代金回収の目的でのみ収集及び処理が必要となる財務情報の提供を、サービスの価格又は個人に提供するサービスの水準と関連づけること
- ② 個人が任意で参加するロイヤリティ・プログラムに関連して、無料での商品又はサービスの提供を含む、異なる価格、利率、水準、品質又は品揃えの商品又はサービスを提供すること
- ③ 市場調査への参加のために、個人に対して金銭的インセンティブその他の対価を提供すること
- ④ 個人による削除権の行使を理由として、製品又はサービスに関して異なる種類の価格又は機能を提供すること
- ⑤ 対象データの収集及び処理が製品又はサービスのために厳密に必要な限りにおいて、当該製品又はサービスの提供を拒否すること

CCPA や CPRA では、(i)事業者が提供する金銭的インセンティブ、価格やサービスの違いが、消費者のデータによって消費者に提供される価値に合理的に関連している場合や、(ii)CCPA や CPRA において認められている範囲で権利行使を拒絶する場合

² 個人が任意で参加するロイヤリティ・プログラム(bona fide loyalty program)には、報酬、プレミアム機能、割引又はクラブ・カード・プログラムが含まれる(104条(c))。

は、「禁止された差別」に該当しないとされており、(i)に該当する場合として具体的な事例が規定されている(CCPA1798.125(a)(2)、CCPA 規則 999.336(b)乃至(d)、CPRA1798.125(a)(2))。これに対し、ADPPA では、差別ないし報復に該当しない場合について、より一般的な除外規定が定められているといえる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 